

山形県高齢者保健福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 人口の急速な高齢化が進行する中で、県内の高齢者に係る保健、医療、福祉サービスの総合的な推進方策とその実施水準を明らかにするとともに、これを質的、量的に確保するために必要な諸施策の方向性を示し、もって県民すべてが心豊かに支え合う高齢社会づくりに資する事項を協議検討するため、山形県高齢者保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山形県老人保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 山形県介護保険事業支援計画の策定に関する事項
- (3) 両計画の実施状況に関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、以下に掲げる者を委員とする20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険被保険者代表者
- (5) 介護保険保険者代表者
- (6) その他山形県健康福祉部長が必要と認める者

2 委員会には、座長を置く。

3 座長は、委員の互選により選出する。

(幹事会)

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は山形県健康福祉部長寿社会政策課長の職にある者を、副幹事長は山形県健康福祉部健康福祉企画課長の職にある者をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の業務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 7 幹事会に、個別の事項を検討するために幹事長が必要と認めたときは、検討会を置くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部長寿社会政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、山形県健康福祉部長が別に定める。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | この要綱は、平成11年3月8日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成12年10月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成13年10月1日から施行する。 |

- 附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年5月20日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年7月11日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年11月15日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成21年1月15日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年9月5日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

幹事長	健康福祉部長寿社会政策課長
副幹事長	健康福祉部健康福祉企画課長
幹事	みらい企画創造部移住・定住推進課長 みらい企画創造部総合交通政策課長 防災くらし安心部防災危機管理課長 防災くらし安心部消費生活・地域安全課長 健康福祉部医療政策課長 健康福祉部地域福祉推進課長 健康福祉部健康づくり推進課長 健康福祉部障がい福祉課長 産業労働部雇用対策課長 県土整備部建築住宅課長 村山総合支庁保健福祉環境部地域健康福祉課長 最上総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長 置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長 庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長